

法務局からのお知らせです！

※ 詳しくは法務省ホームページ又はお近くの法務局にお問い合わせください。

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化^(※)されます！

※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります

- 今のうちから、相続した土地・建物の相続登記をしましょう！
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください



新制度について
詳しくは、以下の
二次元コードか、
「法務省 所有者不明」
で検索！



静岡地方法務局
電話 054-254-3555